

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査業務の
入札結果及び再度入札公告に向けた見直しについて

平成 21 年 6 月 30 日
厚生労働省

1 経緯

(1) 入札手続

・ 入札公告	4 月 22 日 (水)
・ 入札説明会	4 月 28 日 (火)
・ 企画書提出	5 月 20 日 (水)
・ 総合評価審査委員会	6 月 4 日 (木)
・ 開札	6 月 19 日 (金)

(2) 入札結果

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査業務に係る民間競争入札においては、入札説明会には 12 社が参加、うち 1 社から企画書の提出があった。同社について審査の結果、必須項目をすべて満たしていたため、開札したところ、入札価格が予定価格を上回り、不落となった。

(3) ヒアリング結果

応札者及び昨年度の受託者に対してヒアリングを行ったところ、これらの 2 社においては、事業内容を大幅に縮小しない限り、採算面で受託が困難であるとの見通しが示された。

また、入札説明会に参加した等、応札の可能性があると思われる複数の民間事業者に対してヒアリングを行ったところ、

- ・ 確保されるべき質として設定されている回収率は、昨年度の民間事業者の実績値があるものについては、それらが反映されること
- ・ 追加名簿に係る業務や挨拶状の送付に係る業務については、見直されること
が必要であるとの意見が示された。

2 再度入札公告へ向けた見直し

上記ヒアリング結果を踏まえ、以下の点について実施要項を見直し、再度入札公告に付することとしたい。

- ・ 上回らなければならないとされている調査票の種類別の回収率(80%)は、「障害福祉サービス等事業所票」及び「居宅サービス事業所(福祉関係)票」については、昨年度の民間事業者の実績値(それぞれ 76.0%、74.8%)とする。
- ・ 追加名簿に係る調査は実施しないこととする(調査客体は約 2%減)。
- ・ 挨拶状については、調査票及び調査関係用品と一緒に送付することとする。(挨拶状のみの送付は行わない。)
- ・ 業務の実施期間を平成 21 年 8 月(契約締結後)から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- ・ 日程上の問題から、平成 21 年度は「調査対象施設・事業所名簿の作成等」を厚生労働省が実施する。

なお、実施要項の見直しに伴って、回収率や精度の低下を招くおそれがあり、また、平成 21 年の名簿作成は国の職員の負担となるものであるが、民間委託による調査を実施するためにやむを得ない変更である。

また、平成 21 年 8 月より業務の開始が遅れた場合には、当該事業に支障が生じるため、再度の公告は行わない旨、規定する。

以上